

令和7年度

八戸工業大学自己点検・評価報告書
概要版

令和8（2026）年1月

八戸工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 八戸工業大学自己点検・評価活動の評価基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	11
基準 4. 教育課程	14
基準 5. 教員・職員	16
基準 6. 経営・管理と財務	19
基準 7. 社会連携について	22
IV. 特記事項	24
V. 法令等の遵守状況一覧	省略
VI. エビデンス集一覧	省略
エビデンス集（データ編）一覧	省略
エビデンス集（資料編）一覧	省略

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人八戸工業大学の建学の精神は「正己以格物」(己を正し以て物に格る)である。法人全体の経営方針と基本的な教育方針として、人格、徳性の涵養並びに知性の練磨を象徴的に表す「正己以格物」を不易の綱領と定め、建学の精神としている。この言葉は、儒教の根本精神を表した四書五経の一つ「大学」に拠るもので、物の道理をよく見極め、広く知識を求め、社会における自己の役割が如何なるものかを深く認識し、高い倫理性をもって行動することの重要性を説いているものである。本法人は、社会の負託と時代の要請に応えることを要諦とし、有為な人材を養成している。

2. 大学の基本理念

本学は、本法人の建学の精神に則り、学則第1条に「良き技術は、良き人格から生まれる」を教育理念と定めている。この教育理念は、本学の教育研究方針の根本をなすものであり、「良き職業人となるためには、高度な専門知識とともに豊かな人間性と総合的な判断力をもつ」ことが必要であることを意味している。

3. 使命・目的

大学(学部)においては、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、あわせて人類の幸福を希求する科学技術の振興と文化の創造ならびに地域社会の発展に寄与することを目的」としている(学則第1条)。さらに、学則第3条において、工学部、感性デザイン学部及び各学科の教育研究上の目的をより具体的に示している。

大学院においては、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、学術研究を通して深い教養と豊かな人間性を涵養し、広く文化の進展と社会の発展に寄与することを目的」としている(大学院学則第1条)。さらに、同学則第6条において、工学研究科博士前期・後期課程及び各専攻の教育研究上の目的を具体的に示している。

4. 大学の個性・特色等

本学では、上記の使命・目的を達成するため、平成30年に「八戸工業大学中長期目標・計画 HIT Grand Design 50」を制定した。この計画は2018年度から2027年度までの10年間を長期計画、2018年度から2022年度の5年間を中期計画として定義している。2023年度から2027年度までの5年間については、2023年度に新たな計画を策定するとともに、長期計画についても見直しを行い、「八戸工業大学中長期目標・計画 HIT Grand Design 55」として新たに制定した。この中で、本学の現状認識と課題を見直している。これを参照し、個性・特色について整理し、以下に示す。

(1)教育

- 工学からデザインまで、学部から大学院博士後期課程まで、幅広い分野を基礎から高度な専門まで学べること
- 教育改善に積極的に取り組んできたこと
- 伝統的に継続・発展させてきた修学支援担任制度などにより充実した学修支援を行

ってきたこと

(2) 研究、地域連携・貢献

- 研究助成の活用や教職員のネットワーク力で幅広い研究が可能であること
- 自由な雰囲気と比較的良好な環境のもとで研究を行なえること
- 地域連携・貢献についての研究や活動が活発であること
- その他、受託調査・研究、国際交流についても着実な実績があること

(3) 施設・設備、組織等

- 高度な教育研究設備・装置が整っており、最新の大型実験装置もあること
- 自然豊かな広い校地と多くのスポーツ施設があり、学生が自由に利用できる自習室などの施設・設備が整っていること
- 小規模であることを活かして部局間の連携が比較的スムーズに行われており、教職員間の垣根が低く教職協働による効率的な大学運営の素地は十分にあること
- 学校法人傘下に幼稚園、中学校、さらに二つの高校があり、高大連携を中心に一貫教育が可能な組織体制となっていること

(4) 本学の立地と周辺地域の魅力

- 本学は中核市である八戸市に立地し、新幹線・高速道・港湾・空港を備えた交通至便であること
- 八戸市は、工業・水産業・農林畜産業を中心とした北奥羽の要となる産業都市として今後も発展する可能性が高いこと
- 北東北地方には豊かで多彩な文化・歴史・自然環境・食など、社会・環境・観光面での魅力も多いこと
- 工学系及びデザイン系の分野を有する私立大学は、北東北地方では本学が唯一であること
- 付近にはリーズナブルな経費で面倒見の良い下宿が多く生活環境の不安が少ないこと

Ⅱ. 沿革

昭和 31 年 4 月 10 日	八戸高等電波学校を開校
昭和 34 年 2 月 12 日	学校設置者名を学校法人八戸電波高等学校に改称
昭和 34 年 3 月 31 日	八戸高等電波学校を廃止
昭和 34 年 4 月 1 日	八戸電波高等学校（現:八戸工業大学第一高等学校）を開校
昭和 36 年 11 月 1 日	学校設置者名を学校法人八戸電波工業高等学校に改称
昭和 46 年 4 月 1 日	さくら幼稚園を開園
昭和 47 年 1 月 29 日	学校設置者名を学校法人八戸工業大学に改称、八戸工業大学の設置認可
昭和 47 年 4 月 1 日	八戸工業大学（工学部機械工学科・産業機械工学科・電気工学科）を開学
昭和 50 年 4 月 1 日	八戸工業大学第二高等学校を開校
昭和 51 年 4 月 1 日	工学部に土木工学科及び建築工学科を設置
昭和 57 年 4 月 1 日	工学部にエネルギー工学科を設置
昭和 61 年 3 月 18 日	工学部産業機械工学科の廃止認可、同学科を廃止
昭和 63 年 4 月 1 日	工学部食品工学研究所及び情報システム工学研究所を設置
昭和 63 年 7 月 18 日	中華人民共和国瀋陽工業大学と友好的な学術交流に関する協定を締結
平成 3 年 12 月 20 日	工学部機械工学科・電気工学科・土木工学科・建築工学科・エネルギー工学科の期間（平成 4 年度から平成 11 年度）を付した入学定員の増加（収容定員 2400 名）に係る学則の変更認可
平成 3 年 5 月 21 日	ロシア連邦共和国ハバロフスク州立工科大学と学術交流に関する議定書を交換
平成 5 年 4 月 1 日	工学部に構造工学研究所を設置
平成 6 年 4 月 1 日	総合教育センターを設置 工作工場を工作技術センターに改称
平成 6 年 12 月 28 日	三陸はるか沖地震により校舎等に多大な被害
平成 7 年 4 月 1 日	大学院工学研究科修士課程を設置（機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻）
平成 9 年 4 月 1 日	大学院工学研究科博士後期課程を設置（機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、土木工学専攻）
平成 10 年 12 月 22 日	工学部電気工学科及びエネルギー工学科の収容定員の減少に係る学則の変更認可
平成 11 年 4 月 1 日	大学院工学研究科修士課程建築工学専攻を設置 工学部システム情報工学科を設置(入学定員 60 名、収容定員 240 名) 工学部電気工学科を電気電子工学科へ名称変更
平成 11 年 10 月 22 日	工学部の期間を付した入学定員の廃止に伴う収容定員の増加（収容定員（1360 名を 1760 名）に係る学則の変更認可

八戸工業大学

平成 13 年 4 月 1 日	大学院工学研究科博士後期課程建築工学専攻を設置 工学部機械工学科を機械情報技術学科、土木工学科を環境建設工学科へ名称変更
平成 13 年 10 月 19 日	八戸大学との単位互換に関する協定締結
平成 14 年 3 月 25 日	アメリカ合衆国ウェスレー大学と学術交流に関する協定を締結
平成 14 年 3 月 31 日	工学部食品工学研究所、情報システム工学研究所、構造工学研究所を廃止
平成 14 年 4 月 1 日	工学部に生物環境化学工学科を設置 工学部に異分野融合科学研究所を設置
平成 15 年 4 月 1 日	工学部電気電子工学科を電子知能システム学科へ名称変更
平成 16 年 9 月 11 日	中華人民共和国新疆大学と友好的な学術交流に関する協定並びに実施に関する協議書を締結
平成 16 年 10 月 5 日	工学部各学科の定員を振り替え、感性デザイン学部感性デザイン学科を設置する届出書が受理される
平成 17 年 3 月 31 日	工学部エネルギー工学科を廃止。総合教育センターを廃止
平成 17 年 4 月 1 日	感性デザイン学部感性デザイン学科（入学定員 70 名、収容定員 280 名）を設置
平成 19 年 3 月 29 日	公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）から同機構が定める大学評価基準に適合していると認定される
平成 19 年 4 月 1 日	大学院工学研究科機械システム工学専攻を機械・生物化学工学専攻に同電気電子工学専攻を電子電気・情報工学専攻へ名称変更
平成 19 年 5 月 1 日	「大学改革室」「教育研究戦略室」を廃止し、「社会連携学術推進室」「基礎教育研究センター」を設置
平成 19 年 10 月 26 日	八戸大学、八戸工業高等専門学校と学術交流の協定を締結
平成 20 年 6 月 27 日	工学部並びに感性デザイン学部各学科の収容定員（工学部 1360 名感性デザイン学部 240 名に）変更
平成 21 年 4 月 1 日	工学部土木建築工学科（入学定員 70 名、収容定員 280 名）を設置 工学部生物環境化学工学科をバイオ環境工学科へ名称変更
平成 22 年 4 月 1 日	工学部電子知能システム学科を電気電子システム学科へ名称変更
平成 22 年 4 月 22 日	異分野融合科学研究所をエネルギー環境システム研究所へ名称変更
平成 22 年 11 月 4 日	青森県と連携に関する協定を締結
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震により校舎等に被害
平成 23 年 6 月 10 日	青森県教育委員会と連携に関する協定を締結
平成 26 年 3 月 11 日	公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）から同機構が

八戸工業大学

	定める大学評価基準に適合していると認定される
平成 26 年 6 月 23 日	太平洋国立大学（ロシア）と八戸工業大学の教育、学術交流に関する協力合意書を締結
平成 26 年 8 月 27 日	八戸市と連携に関する協定を締結
平成 27 年 4 月 1 日	大学院工学研究科土木工学専攻を大学院工学研究科社会基盤工学専攻へ名称変更
平成 27 年 4 月 28 日	エネルギー環境システム研究所を地域産業総合研究所へ名称変更
平成 27 年 9 月 24 日	八戸工業大学と国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）との連携・協力に関する協定を締結
平成 27 年 11 月 26 日	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に係る連携・協力に関する協定を締結
平成 29 年 4 月 1 日	学務部に学生支援センターを設置
平成 29 年 4 月 1 日	社会連携学術推進室に IR 分室を設置
平成 29 年 6 月 21 日	八戸工業大学と国立ユーラシア大学（ENU）間の協力合意書を締結
平成 30 年 3 月 12 日	八戸工業大学と八戸学院大学短期大学部における単位互換に関する協定を締結
平成 30 年 4 月 1 日	工学部機械情報技術学科を機械工学科へ名称変更 工学部電気電子システム学科を電気電子工学科へ名称変更 工学部バイオ環境工学科を生命環境科学科へ名称変更 感性デザイン学部感性デザイン学科を創生デザイン学科へ名称変更
平成 30 年 6 月 18 日	八戸工業大学とカザフスタン共和国カザフスタン建築土木大学との協力合意書を締結
平成 30 年 7 月 24 日	八戸市高等教育連携機関設置要綱、参画同意書、運営に係る連絡協議会運営規定を取り交わす
平成 30 年 7 月 24 日	八戸市、八戸商工会議所及び八戸市高等教育連携機関との包括的な連携に関する協定を締結
令和 3 年 3 月 16 日	公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）から同機構が定める大学評価基準に適合していると認定される
令和 3 年 4 月 1 日	事務組織を変更し、課制を廃止し、部制となる
令和 4 年 4 月 1 日	工学部工学科を設置（入学定員 250 名、収容定員 1,000 名） 感性デザイン学部創生デザイン学科を感性デザイン学科へ名称変更 工学部機械工学科、電気電子工学科、システム情報工学科、生命環境科学科、土木建築工学科の学生募集を停止
令和 4 年 12 月 13 日	八戸工業大学と台湾国立高雄科技大学、台湾財団法人金属工業研究発展中心との学術協定および交流に関する合意覚書を

八戸工業大学

	締結
令和6年4月1日	学校法人八戸工業大学組織等に関する規程改正により大学の組織を改編
令和6年8月26日	八戸工業大学と八戸市、嶋脇漁業株式会社、青い森信用金庫及び青森県栽培漁業振興協会と陸上養殖ビジネスモデル構築に関する連携協定書を締結
令和7年2月14日	八戸工業大学と公益財団法人環境科学技術研究所との連携協力に関する包括協定書を締結

Ⅲ. 八戸工業大学自己点検・評価活動の評価基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の評価項目

①学内外への周知

A. 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか

②中期的な計画への反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか

③三つのポリシーへの反映

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか

④教育研究組織の構成との整合性

A. 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか

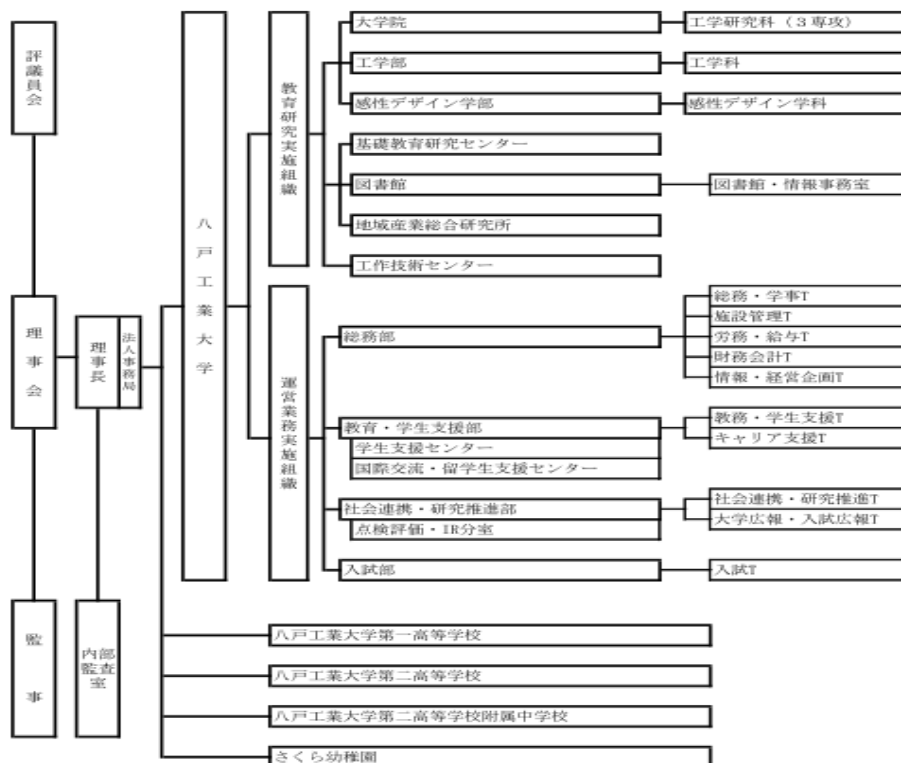


図 1 法人・大学組織図（概要）

T:チームの略

⑤変化への対応

A. 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育理念「良き技術は、良き人格から生まれる」に基づき、豊かな人間性を持つ人材を輩出している。卒業生アンケートでは、倫理観やチームワーク力において他大学より優れた評価を得ており、大学の使命を果たしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

既存の HIT Grand Design 55 に 3 学部への改組に関する記載がないことから、長期計画及び中期計画の見直しを行い、令和 9 年度までに計画の改定が必要となる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 9 年度に設置が予定されている先進工学部、総合情報学部、デザイン工学部について、既存の学部及び学科の使命及び目的を基に、学部及び学科の特性に合わせた使命及び目的、三つのポリシーの制定を令和 8 年度までに行い、学内外への周知を行う必要がある。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の評価項目

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- A.内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか
- B.内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか
- C.内部質保証のための責任体制が明確になっているか

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の評価項目

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- A.内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか
- B.エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか
- C.自己点検・評価の結果を学内で共有しているか

②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- A.現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか

2-3. 内部質保証の機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の評価項目

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- A.アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか
- B.学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- A.学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- A.三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか
- B.自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか
- C.自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営や教育改善の意思決定を支援するための IR 活動を推進し、IR 委員会規程を整備している。教学 IR を根拠とした授業改善といった具体的な成果が出ており、データに基づいた教学マネジメントが特色となっている。

独自の出席システムと修学支援担任制度の組み合わせにより、学生の欠席傾向を早期に発見し、保護者と連携した指導を行うなど、学生の状況を把握する上で有効な学生支援の仕組みを構築し、内部質保証の一環として機能させている。

自己点検・評価や教育改善活動について、教職員間の経験値の差異を埋めるため学内の情報共有と SD を強化する方針を掲げており、教職協働による全学的な質保証を推進する意識が十分に見られる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

IR データの収集・分析は進んでいるものの、IR 部門の更なる活発化を図り、データの質の向上や、より高度な分析を可能とする体制への進化が求められる。また、組織体制は整っているものの、各委員会の活動活性化と相互の機能連携の強化、及び責任体制の全学的な確立に改善の余地がある。

自己点検・評価活動について、教職員の経験値による対応スキルの差異が生じないように、今後も継続的な SD の強化と情報共有が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

IR 機能の高度化を図るために、IR 部門のシステム熟成に向けた取り組みを推進し、収集データの質の向上と分析能力を強化する。IR の結果を教育改善に活用する事例の共有を全学的に行い、教学マネジメントの高度化を図る。

組織体制と PDCA の強化に向けて、自己点検・評価活動の実施や外部評価受審にむけた対応について、全学的な情報共有と SD を強化する。これにより、教職員のスキルを均質化し、全学の組織的な質保証体制を確立する。

学外連携との PDCA 統合を進めるべく、学外関係者（地域企業、行政など）からの意見を単に収集するだけでなく、教育課程や研究のあり方を議論する場（学科会議など）にフィードバックし、地域社会のニーズを起点とした PDCA サイクルをより強固に機能させる。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の評価項目

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

A. アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

A. アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか

B. 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

A. 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか

3-2. 学修支援

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の評価項目

① 教育と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

A. 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか

② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

A. 学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか

B. オフィスアワー制度を全学的に実施しているか

C. 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか

D. 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか

3-3. キャリア支援

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の評価項目

① 教育課程におけるキャリア教育の実施

A. キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか

② キャリア支援体制の整備

A. 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか

3-4. 学生サービス

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の評価項目

① 学生生活の安定のための支援

A. 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか

B. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をは

- はじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか
- C.奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか

3-5. 学修環境の整備

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の評価項目

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

A.教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか

B.快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか

C.ICT 環境を適切に整備しているか

②図書館の有効活用

A.図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか

③施設・設備の安全性・利便性

A.施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか

B.施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学修支援について、教育・学生支援部、学生相談室、学修支援室、国際交流・留学生支援センター及び修学支援担任制度により、教職協働のもと学生を多面的に支援する体制を整備・運営している。修学支援担任制度により、履修指導や学修支援を含む修学等について指導・助言を行っており、満足度アンケートでは修学支援担任の指導に対する満足度が概ね良好な結果を得ている。大学院生による TA や学部学生による SA（特別指導補助学生）を実験、実習、演習、特別補習などの学修支援に適切に活用している。また、学生相談窓口を設置し、障がいのある学生に対して「個別支援チーム」を結成するなど、教員・職員が連携した組織的な支援体制を整備し、合理的な配慮を行うなど、学修支援の充実に努めている。

キャリア支援について、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲを正課として配置し、1年次から段階的かつ系統的にキャリア教育を行っている。キャリア支援チームの職員と各学科・コース教員が協力し、修学支援担任、ゼミ担当教員などが連携して、1年次から相談・助言を行う体制を整備・運営、手厚いサポートを行い、高い就職実績を上げている。

学生サービスについて、教育・学生支援部（教務・学生支援チーム、キャリア支援チーム）、学生支援センター、国際交流・留学生支援センター、学生委員会などを中心に多様な学生サービスを実施している。学生支援センターによる心身の健康サポートや女子学生や留学生など学生の多様性に配慮した学生サポートを行っている。

学習環境の整備について、令和4年度入学生からの個人用ノートパソコンの必携化に伴い、Wi-Fi環境整備、講義室へのテーブルタップ設置、HIT-LMS やクリッカーを活用した双方向型授業の推進などの ICT 環境の整備・活用を行っている。多目的ホール、学生ホー

ル、図書館、学生ラウンジ、食堂を学生のフリースペースや居場所として活用している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学修支援について、中途退学、休学及び留年などへの対応策をかなり具体的に講じているが、令和6年度の留年率は前年比増の7.79%、退学率は前年比と同率の4.39%となっている。更なる防止対応策が必要である。

学習環境について、学生満足度アンケートにおいて、授業や研究に関わる設備、多目的ホールや学生ホールの満足度は50%を超えているものの、十分とは言えない。スロープやエレベーター、障害者専用駐車場、障害者用トイレなどが部分的な整備に留まっており、ハード面での利便性・多様性への配慮をさらに推進する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学修支援体制として、GPAが低位の学生に対して、学修支援担任による面談等での学修指導を継続する。中途退学者・休学者へのアンケート調査を実施し、理由を調査・分析し、より良い学修環境の構築に努める。教育改善に関するシンポジウム等により、学科・コース間の効果的な学修支援の仕組みを共有し、単位取得が難しい学生への理解度・達成度向上を目指す活動を継続し、更なる中途退学、休学及び留年防止の対応を行っていく。

学修環境改善のため、Wi-Fi環境の整備、アクティブ・ラーニング対応教室への改装などを順次行っており、今後も学生満足度アンケートや学生からの意見を踏まえ、快適な学修環境整備を継続していく予定である。また、耐震化やバリアフリー化を含む施設・設備の利便性・安全性の向上に向け、計画的な整備を行っていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の評価項目

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

A.ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

A.ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか

B.ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか

4-2. 教育課程及び教授方法

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の評価項目

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

A.カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

A.カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

A.カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか

B.シラバスを適切に整備しているか

C.履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか

④教養教育の実施

A.教養教育を適切に実施しているか

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

A.アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか

B.授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか

4-3. 学修成果の把握・評価

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の評価項目

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

A.三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか

B.学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

A.学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学と大学院のディプロマ・ポリシーを明確に定め、これを基に学部・学科ごとのポリシーを策定しており、シラバスに各科目がディプロマ・ポリシーとどのように関連しているかを明記し、厳格な単位認定基準を適用している。筆記試験で測定できない能力については、ルーブリック評価を推奨しており、教育目標と評価方法の一貫性が保たれている。

ディプロマ・ポリシーを「20の修得因子」として細分化し、全学的な人材育成指標として掲げている。ラーニング・ポートフォリオ（LP）システムを活用して学生自身の自己省察を促すとともに、卒業時にはディプロマ・サプリメントを交付することで、学修成果を明確に可視化している。

ディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、それをカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーとして明確に示し、また、履修登録単位数の上限（CAP制）を設けることで、学生が授業時間外にも十分な自己学習時間を確保できるよう配慮している。

アクティブ・ラーニングなど学生が主体的に学べる教授法を推奨、教育改善に関するシンポジウムを定期的開催し、効果的な教授法を教員間で共有する取り組みは、継続的な授業改善に繋がっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

就職先の企業アンケートにより、企業は主体性、問題解決力を重要視しており、本学の卒業生は他大学と比べると高い値となっているが、外国語コミュニケーション・スキル、継続的学習力が他大学と比較して低い値となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生による授業評価アンケートや教員によるシラバス点検を基に、科目レベルでの授業改善のPDCAサイクルの構築、学生のアンケート結果、就職状況、企業アンケート結果などを各委員会で分析し、その結果を学科や教員にフィードバックすることで、教育内容や学修指導の改善、教育の質保証と改善に繋げていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の評価項目

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

A.学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか

大学の意思決定に関する組織図

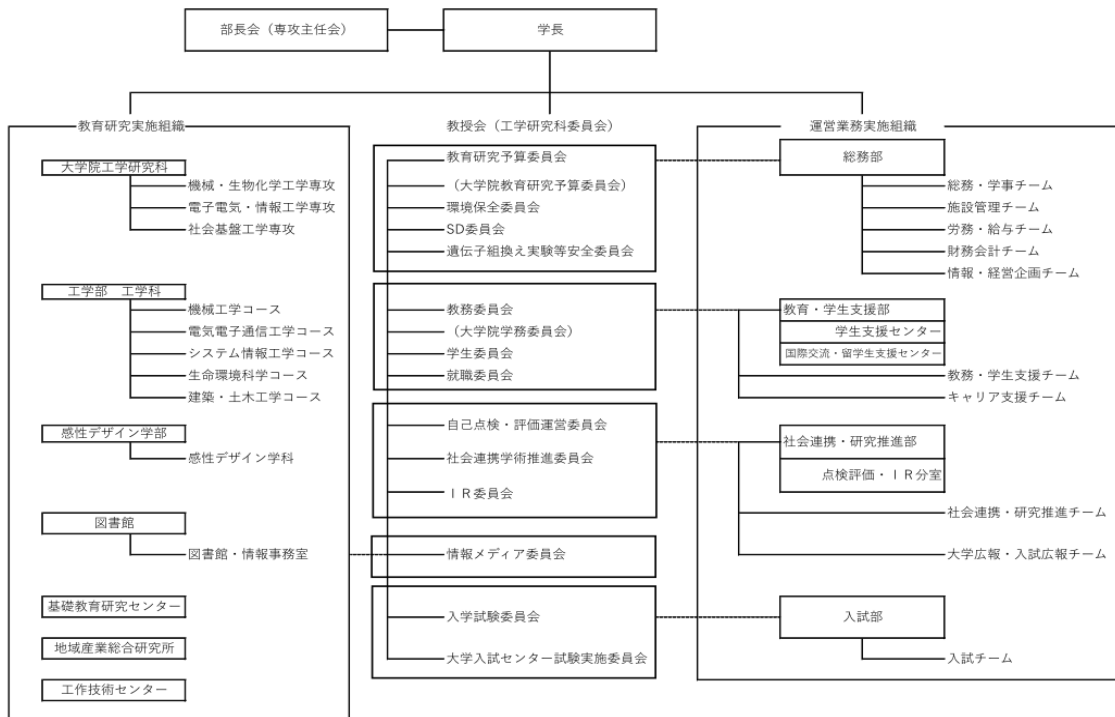


図 5-1-1 大学の意思決定に関する組織図

②権限の適切な分散と責任の明確化

A.大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか

B.教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか

③職員の配置と役割の明確化

A.教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか

B.職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか

5-2. 教員の配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の評価項目

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

A.設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか

B.教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の評価項目

① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

A.教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか

② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

A.職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか

5-4. 研究支援

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の評価項目

①研究環境の整備と適切な管理運営

A.快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか

②研究倫理の確立と厳正な運用

A.研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか

③研究活動への資源の配分

A.研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか

B.研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

組織的な教学マネジメント体制の確立が挙げられる。学長が教授会、部長会、教育改革委員会など多くの重要会議を統括し、教学マネジメントにおいてリーダーシップを発揮する体制が確立されている。また、総務部、教育・学生支援部など運営業務実施組織の役割と責任体制が明確に定められ、適切に機能しており、特に、教育・学生支援部長が教務委員会、学生委員会などの委員長を兼務し、学務全般に責任を持つ体制は、権限と責任の明確化に寄与している。加えて、運営組織や各種委員会に事務職員が参画し、適材適所の教職協働体制が整えられている。

計画的かつ継続的な FD・SD の実施として、毎年多様な FD 研修会を複数回開催し、教育内容・方法の改善に努めている。SD 委員会を設置し研修を組織的に実施している。教職員の資質能力の向上と組織の活性化を目的とした人材育成・評価制度を毎年実施しており、職能開発への意識も高い。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

研究活動への資源配分として、RA などの配置実績が少ないため、人的支援の必要性の明確化と強化に改善の余地がある。外部資金獲得数の目標は掲げられているものの、研究

活動実績の少ない教員に対する具体的な導入努力の強化が課題として認識される。

また、職員の採用・昇任については方針と規則が運用されているものの、人事評価と昇任が連動していない。昇任に関する内規の具体的な運用が望まれる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学内業務の効率化によって教員の研究時間を十分に確保するとともに、外部資金獲得に関する意識改革と支援の強化を基本に、共同研究・受託研究の積極的な推進と、外部資金の獲得を強化する。このため、IR 部門の機能を活用し、研究実績の少ない教員を対象に、個別の指導や支援を行う等の具体的な支援策を検討・実施する。また、大学院生の RA としての活用など、研究活動を支援する人的資源の確保を推進する。

また、これまでの工業分野に加え、地域ニーズの掘り起こしを行って地域産業である農林水畜産関係の研究（6次産業への支援、IoT 活用など）を強化するなど、研究分野の多様化について推進する必要がある。

職員の職能開発として、今後は人材育成・評価制度とも連動させ、職務内容・階層別に応じたテーマを設けるなど専門性の高いSDを充実させていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

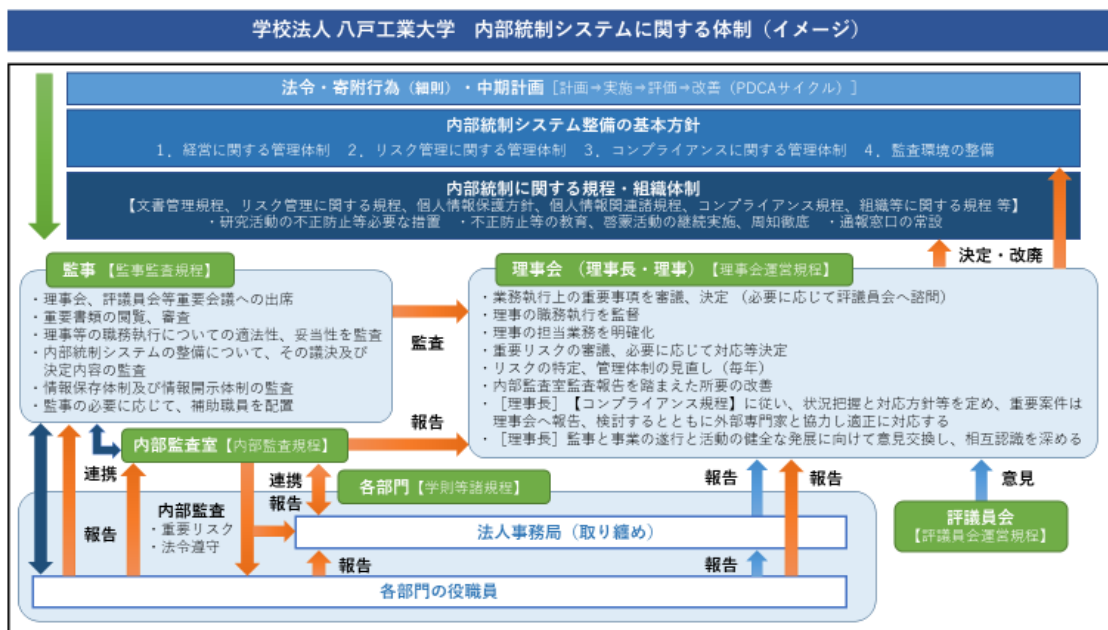
(2) 6-1 の評価項目

① 経営の規律と誠実性の維持

A. 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実にやっているか

B. 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に情報の公表を適切に行っているか

C. 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか



② 環境保全、人権、安全への配慮

A. 環境や人権について配慮しているか

B. 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか

6-2. 理事会の機能

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の評価項目

① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

A. 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか

B. 理事会の運営を適切に行っているか

C. 理事の選任を適切に行っているか

② 使命・目的の実現への継続的努力

A. 大学の使命・目的を達成する為に継続的な努力をしているか

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の評価項目

①法人の意思決定の円滑化

- A.意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか
- B.教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか

②評議員会と監事のチェック機能

- A.評議員の選任を適切に行っているか
- B.評議員会の運営を適切に行っているか
- C.監事の選任を適切に行っているか
- D.監事は、監事の職務を適切に行っているか

6-4. 財務基盤と収支

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の評価項目

①財務基盤の確立

- A.大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか

②収支バランスの確保

- A.収入と支出のバランスが保たれているか
- B.外部資金の導入の努力を行っているか

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

- A.中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか

6-5. 会計

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の評価項目

①会計処理の適正な実施

- A.学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか
- B.予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか

②会計監査の体制整備と厳正な実施

- A.会計監査人の選任を適切に行っているか
- B.会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

財務基盤について、約 60 億円の運用資産を保有していることから、資金不足の懸念は無く、借入金に依存せず自己資金で事業継続が可能な財務体質を維持している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学校法人全体の経常収支差額は4年連続して支出超過の状態であることから、安定的な財務基盤の再構築が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

在籍者数の減少に起因する教育活動収入の減少を改善し、安定的な財務基盤を構築することが法人運営の重要課題であることから、採択された文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」を最大限に活用し、デジタル・グリーン分野の新学部構想を推進し、これを大学の競争優位性を確立する差別化要因とする戦略的投資を計画している。

基準 7. 社会連携について

7-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) 7-1 の自己判定

基準項目 7-1 を満たしている。

(2) 7-1 の評価項目

①大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A.大学の建学の精神や教育理念、中期目標・計画において、社会貢献が位置づけられ、合致しているか

B.「地域住民の学習機会の提供」「地域産業の活性化」「地域課題の解決」など、目的が設定されているか

②企業や他大学との適切な関係の構築

A.企業や他大学との関係を構築し、活動の継続性を確保するための仕組みがあるか

B.相互利益の関係が構築されているか、また多様な連携形態となっているか

③大学と地域社会との協力関係の構築

A.長期的な視点で地域との関係を構築し、活動の継続性を確保するための仕組みがあるか

B.大学が一方向的に提供するだけでなく、地域と共同で企画・実施する「共創」の取り組みが進んでいるか

【基準 7 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

○地域貢献の柱となる研究の継続

文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」で実績をあげたインフラ・防災・まちづくりに関する研究を着実に推進し、地域の安全・安心に貢献している。

○きめ細やかな学生支援と人材輩出

伝統的に継続・発展させてきた修学支援担任制度などにより、入学前から卒業・就職まできめ細かく面倒見の良い指導を実施している。卒業生は、北東北を中心に社会の主要な人材（企業社長数で県内第 3 位など）として活躍しており、地域への人材輩出において大きな存在感を示している。

○社会の要請に応える重点化

「地域貢献型大学」としての拠点形成と、地域と連携したリカレント教育・寄付講座の拡充、また、喫緊の課題であるカーボンニュートラルや SDGs、産業界のデジタル化に対応する IoT・データサイエンスといったテーマを研究・教育の重点テーマとして推進する方針を明確に掲げている。

○アカデミックインターンシップの実施、高校探究活動の支援、女子学生獲得のための活動強化など、高校との連携を多角的かつ積極的に強化している。

○社会連携学術推進委員会や社会連携・研究推進部といった専門組織が存在し、共同研究や共同事業、地域連携活動を組織的に推進する仕組みが構築されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

研究活動実績の更なる向上と、それを通じた科研費や委託研究費などの外部資金獲得の強化が求められている。また、大学の知見や社会貢献の成果を、IR 部門と連携して学外へより効果的に発信していく戦略が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

IR 機能を活用した活動分析に基づき、地域ニーズに即したブランディング戦略と広報を強化する。

教員の研究時間を十分に確保するとともに、SD 活動を重要な課題の一つとして、教職員の資質向上と組織運営の効率化を図る。

地域連携実践型の教育プログラムや地域社会と連携した教育プログラムの開発・導入を促進し、点検・改善を通じて、地域社会と時代の要請に応える人材育成に取り組む。

IV. 特記事項

1. 充実した学生支援体制による地域定着力の向上

伝統的な修学支援担任制度と学生支援センターの連携によるきめ細やかな学修支援を実施している。教職員と学生の距離が近く、学生の間力も含めた総合的な成長を促進しており、これが卒業生の地域企業における高い評価（実直さ）と、地域社会を支える人材としての活躍（県内企業の社長数で第3位）に繋がっている。

2. 学生の地域課題研究参画

学生チャレンジプロジェクトや地域連携実践型の教育プログラムを通じて、学生が教員の指導のもと、地域の課題に関する研究に積極的に参画している。これは、研究成果の地域への還元だけでなく、地域社会への関心の高い若手研究者・技術者を育成する人的資源の創出という側面において、長期的な研究支援の成果を上げている。

3. 特定技能エンジニアプログラムの活用による地域産業の課題解決への貢献

地域社会が直面する生産年齢人口の減少と、それに伴う人材確保の喫緊の課題解決に直結する特定技能エンジニア育成プログラムを開発・実施している。このプログラムは、本学の研究・教育資源を基盤とし、留学生を地域社会で活躍できる即戦力の専門人材として育成するものであり、単なる教育提供に留まらない、地域経済の持続性を確保するための重要な研究支援活動となっている。

V. 法令等の遵守状況一覧 記載省略

VI. エビデンス集一覧

- エビデンス集（データ編）一覧 記載省略
- エビデンス集（資料編）一覧 記載省略